

出雲市AI配車システム導入業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、出雲市AI配車システム導入業務の受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により、最も優れた業務を提供できる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 概要

(1) 業務名

出雲市AI配車システム導入業務

(2) 業務内容

別紙「出雲市AI配車システム導入業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

3,700千円

2 日程(予定)

項目	日程
プロポーザル実施要領の公表	令和7年7月11日(金)
質問受付	令和7年7月11日(金)～7月15日(火)
質問に対する最終回答	令和7年7月18日(金)
参加申込書の提出期限	令和7年7月23日(水)
参加資格審査結果通知	令和7年7月25日(金)
企画提案書提出期限	令和7年7月30日(水)
第一次審査(書面審査)	令和7年8月1日(金)
書面審査の結果通知	令和7年8月1日(金)
第二次審査(プレゼンテーション審査)	令和7年8月6日(水)
審査結果通知(書面)	令和7年8月8日(金)
契約締結	令和7年8月中下旬

3 担当部署及び問い合わせ先

出雲市総合政策部交通政策課(担当:清水)

〒693-8530 島根県出雲市今市町70番地

TEL:0853-21-6819

FAX:0853-21-6729

E-mail:koutsu@city.izumo.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること
 - ① 出雲市物品の売買等調達業者有資格者名簿に登載されている者
 - ② 参加申込書の提出期限までに、出雲市物品の売買等調達業者競争入札参加資格等審査要綱（平成24年出雲告示第151号）で規定される入札参加資格審査申請に準じた書類（5(1)③に記載）を提出した者
- (3) 島根県内に事業所を有すること、又は、システム障害や端末の不具合が生じた際に当日中に現地（出雲市内）にて対応ができること
- (4) 出雲市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要領（平成17年出雲市告示第156号）に基づく指名停止措置等を受けていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 参加申込書提出期限の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員または暴力団若しくはその他の構成員の統制下にある者でないこと及び暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

5 参加申込手続

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 企業概要（様式第2号） 1部
- ※ 別途、企業概要を確認できる書類（パンフレット等）を添付すること。
- ③ 出雲市物品の売買等調達業者競争入札参加資格等審査要綱で規定される入札参加資格審査申請に準じた書類
- ※ ただし、出雲市物品の売買等調達業者有資格者名簿に登載されている者は、提出を要しない。
- ア 経営実態調書（様式第3号）
- イ 委任状（様式第3号の2）（本社が契約等の権限を代理人へ委任する場合に提出）
- ウ 誓約書（様式第4号）
- エ 役員等名簿（様式第5号）
- オ 出雲市税の滞納のない証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）又は市税情報確認同意書（様式第6号）
- ※ 出雲市内に本店又は営業所がない者は提出を要しない。
- カ 申請者の所在する市区町村を所管する税務署が発行する法人税、消費税及

び地方消費税の滞納がないことを証明する書類(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)

キ 申請者の所在する市区町村を所管する日本年金機構の事務所が発行する社会保険料の滞納がないことを証明する書類(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)

ク 法人登記の履歴事項全部証明書(法人)又は代表者の身分証明書(個人)

(2) 提出方法

持参又は郵送に限る。

※ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、郵送に係る事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 提出期限

令和7年7月23日(水) 17時(必着)

(4) 提出先

〒693-8530

島根県出雲市今市町70番地

出雲市総合政策部交通政策課

(5) 参加資格審査結果の通知

① 通知方法

全ての参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果通知書(様式第7号)を電子メール(参加資格の有無を本文に記載)にて通知する。

※ 通知先は、参加申込書に記載された担当者の連絡先とする。

② 通知日

令和7年7月25日(金)(予定)

※ 参加資格審査結果通知書は通知日に発送する。

③ 参加資格がないと認められた者の理由説明請求

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面(任意様式)にて本市に説明を求めることができる。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

① 提出書類

質問書(様式第8号)

② 提出方法

ア 電子メールに質問書を添付して提出先に送信すること。

イ 電子メールの件名は、「AI配車システム質問」とすること。

ウ 必ず、担当者に電話により送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

※ 電子メール以外の方法及び提出期限後の質問は受け付けない。

③ 提出期限

令和7年7月15日(火) 17時(必着)

④ 提出先(送信先)

出雲市総合政策部交通政策課

E-mail : koutsu@city.izumo.lg.jp

(2) 回答方法

出雲市ホームページに質問及び回答を掲載する。

※ 質問又は回答の公表が質問者の不利益になると判断したときは、質問者に対してのみ回答する場合がある。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

ア 表紙は様式第9号を用いることとし、企画提案本文の様式は任意とする。

イ 用紙サイズはA4版とし、両面印刷で作成すること。ただし、これにより難しい場合はA3版の使用も可とする。

② 導入実績（様式第10号）

(2) 提案項目

仕様書の内容を踏まえ、下表に示す各項目に則って記載すること。

提案内容は、できる限り具体的なものとし、簡素な文書を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。

No	提案項目	記載事項
1	基本的な考え方	・ 出雲市AI配車システム導入業務に対する基本的な考え方
2	システム機能等	・ 仕様書に基づき、システムの機能と操作性 ・ 他自治体への導入実績
3	情報セキュリティ及び個人情報保護	・ 本システムの構築及び運用保守におけるセキュリティ対策、個人情報保護に対する取組
4	実施体制・スケジュール	・ 本システムの構築及び導入後の運用保守の実施体制 ・ 上記の実施体制で従事させる個々の要員の経歴や業務実績等 ・ 実施スケジュール ・ 職員等向けの運用説明及び操作研修の実施体制
5	品質・性能保証等	・ 本システムの処理能力、アクセシビリティへの対応、サービスの品質・性能保証対応について記載すること。
6	独自提案	・ 本実施要領及び仕様書に記載のない事項で、本市に有益な独自提案

(3) 提出部数

- | | |
|----------------|-----|
| ① 正本 | 1 部 |
| ② 副本 | 8 部 |
| ③ 電子データ（PDF形式） | 1 部 |

※ CD-ROM等の記録媒体により提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。

※ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、郵送に係る事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出期限

令和7年7月30日（水）17時（必着）

(6) 提出先

〒693-8530

島根県出雲市今市町70番地

出雲市総合政策部交通政策課

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

(1) 日 程 令和7年8月6日（水）予定

(2) 実施場所 出雲市役所

(3) 実施時間 説明は30分以内、質疑応答は10分程度とする。

(4) 貸出物品 机、椅子、投影用大型モニター

※ その他詳細については、企画提案者に別途連絡する。

※ 参加者が多数となったときは、プレゼンテーションの実施方法等を変更する場合がある。

9 受託候補者の選定

(1) 選定方法

① 提出された企画提案書及びプレゼンテーションを、本市が設置する審査委員会において評価基準に基づき採点する。

② 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

③ ②において、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査委員の協議により候補者を選定する。

④ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しない。

(2) 評価基準

No	評価項目	評価内容	評価得点
1	基本的な考え方	・ 提案内容の趣旨及び考え方は、本業務の目的に沿ったものであるか。	20
2	システム機能等	・ 仕様書の要件を満たしているか。 ・ 操作性 ・ 他自治体への導入実績	30
3	情報セキュリティ及び個人情報保護	・ 情報セキュリティ及び個人情報保護に対する取組が確立されているか。	10
4	実施体制・スケジュール	・ 実施スケジュールは、実現可能なものか。 ・ 本業務の実施体制は、十分なものであるか。	10
5	品質・性能保証等	・ 本システムの処理能力は利用規模に対して適切か。 ・ アクセシビリティへの対応が具体的かつ適切か。 ・ サービスの品質・性能保証対応が十分か。	10
6	独自提案	・ 本市に有益な独自提案があるか。 (事務削減についての提案等)	10
7	プレゼンテーション	・ 説明内容及び質疑応答が的確か。	10
合 計			100

10 選定結果

- (1) 選定結果は、全ての企画提案者にプロポーザル審査結果通知書(様式第12号)により通知する。
- (2) 選定結果通知を発送した日の翌日以降に、次の項目を市のホームページで公表する。
 - ① 所管課及び業務名
 - ② 企画提案者数
 - ③ 受託候補者の名称
- (3) 選定結果についての問合せは受け付けない。また、異議申立ても認めない。

11 契約締結に向けての協議

- (1) 契約までの手順

以下の①から③の手順により委託契約を締結する。

 - ① 受託候補者と契約内容について協議を行う。

- ※ 仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更も含む。
- ② 本市と受託候補者の双方が契約内容に合意した場合、受託候補者から見積書を徴する。
- ③ 見積金額が、本市の予定価格の範囲内であった場合、委託契約を締結する。
- (2) 協議が不調となった場合又は見積金額が予定価格の範囲内に収まらなかった場合は、審査委員会における評価結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

12 情報公開

市は、提出された企画提案書等について、出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な受託候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

13 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しない。
- ② 提出後の訂正、差し替えは、本市から指示があった場合を除き認めない。
- ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
- ④ 提出された書類は、受託候補者選定に必要な範囲で複製する場合がある。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て企画提案者の負担とする。また、本市の都合による本プロポーザルの中止又は延期を含め、いかなる理由においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合（候補者として選定された後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。
- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
- ③ 実施要領に示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 受託候補者選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 本市が指定した時間に、特別の事情なくプレゼンテーションを行えなかった場合
- ⑥ 見積書の金額が、提案上限額を超過している場合
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとするが、委託業務の契約相手となった者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することなく、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 企画提案者は、不知又は内容の不明を理由として、本プロポーザルに関していかなる異議も申し立てることはできないものとする。
- (7) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本通貨に限る。

14 施行期間

本実施要領は、令和7年7月11日から施行し、出雲市AI配車システム導入業務の委託契約締結をもって、その効力を失う。